

特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業の基準について-の一部改正について

平成 29 年 7 月 19 日

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等(平成29年農林水産省告示第937号)に基づく漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業の基準等を定めた特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領について、官報に掲載された告示に誤りがあったことから、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改訂版要領)	改正箇所	現行	改正
1	P13	第2 技能実習生の数 【関係規定】	○ 告示第8条 養殖業職種・作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、申請者が法人でない場合にあつては、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	○ 告示第8条 養殖業職種・作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、申請者が法人でない場合(団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、申請者が法人でなく、監理団体が漁業協同組合である場合)にあつては、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
2	P13	第2 技能実習生の数	○ 養殖業職種・作業に係る技能実習生の数の上限については、実習実施者が法人でない場合、技能実習の区分に応じ、次のとおりとなります。	○ 養殖業職種・作業に係る技能実習生の数の上限については、実習実施者が法人でない場合(団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、申請者が法人でなく、監理団体が漁業協同組合である場合)、技能実習の区分に応じ、次のとおりとなります。この他

				の場合、規則第16条第1項及び第2項に規定する原則的な人数枠が適用されます。
--	--	--	--	--